

長浜市告示第187号

長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金補助金交付要綱（令和7年長浜市告示第186号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

題名を次のように改める。

長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金支援事業補助金交付要綱

第1条中「農業者が」を「中山間地域の農業組合等が」に、「中山間地域の農業者の」を「その」に、「農業水利組合その他の使用する団体」を「農業組合等」に改め、「いう。）」の次に「及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）」を加える。

第3条第1項中「令和6年3月」を「令和7年4月」に、「10月」を「9月」に改める。

第4条第1項中「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金補助金交付申請書兼実績報告書」を「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金支援事業補助金交付申請書兼実績報告書」に改め、同項第2号中「電気代高騰額の算出」を「電気料金高騰額の算出」に改める。

第5条第1項中「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金補助金交付決定通知書」を「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金支援事業補助金交付決定通知書」に改める。

第6条中「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金補助金交付請求書」を「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金支援事業補助金交付請求書」に改める。

様式第1号中「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金補助金交付申請書兼実績報告書」を「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金支援事業補助金交付申請書兼実績報告書」に、「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金補助金」を「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金支援事業補助金」に、「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金補助金交付要綱」を「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金支援事業補助金交付要綱」に改める。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

様式第2号（第4条関係）



様式第3号（第4条関係）

様式第3号(第4条関係)

1 電気料金高騰額と従来補助相当額の算出

		地区		従来補助事業の種別			管理強化(連携保全型)		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計④	整理番号
特別 高圧	使用電力量(kwh)①								
	令和7年度の 燃料調整費増嵩単価 (円/kwh)②	4.64	4.23	3.95	3.57	3.38	2.91		
	電気料金高騰額(円) (①×②=③)								
高圧	使用電力量(kwh)①								
	令和7年度の 燃料調整費増嵩単価 (円/kwh)②	4.00	4.29	4.00	3.62	2.42	1.76		
	電気料金高騰額 (①×②=③)								
低圧	使用電力量(kwh)①								
	令和7年度の 燃料調整費増嵩単価 (円/kwh)②	2.10	3.05	2.88	0.80	0.42	0.09		
	電気料金高騰額 (①×②=③)								

リスト
従来補助事業 の種別
基幹水利
管理強化(一般 型・多面費用分)
管理強化(一般 型・治水協定ダム 等費用)
管理強化(連携保 全型)
その他

電気料金高騰額④ 小計 \_\_\_\_\_ 円

従来補助率⑤ \_\_\_\_\_

従来補助相当額④×⑤=⑥ \_\_\_\_\_ 円

その他補助金等の額⑦ \_\_\_\_\_ 円

補助対象事業費 \_\_\_\_\_ 円

④-⑥-⑦=⑧ \_\_\_\_\_ 円

※③、⑥は小数点以下切捨て

県補助金の額⑨ \_\_\_\_\_ 円

補助金の額(⑧-⑨)=⑩ \_\_\_\_\_ 円

(1,000円未満切捨て)

※団体が電気料金を負担していることが分かる資料を添付すること。

様式第4号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

地区

施設別 使用電力量(kwh)

整理番号	従来補助事業の種別	契約種別	対象施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	備考
	基幹水利	特別高圧								
小計										

	管理強化（連携保全型）	高圧								
小計										

	その他	低圧								
小計										

※各施設の月別の使用電力量が判別できる資料を添付すること。  
 ※管理強化とは、水利施設管理強化事業（水利施設管理事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号）をいう。  
 基幹水利とは、基幹水利施設管理事業（基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日付け8構改A第595号）の一般型をいう。  
 その他施設とは、基幹水利施設管理事業補助対象施設、水利施設管理事業補助対象施設以外の農業水利施設であり、県営土地改良事業又は県の補助を受けて造成した施設をいう。  
 ※上記様式により難しい場合は、適宜記入方法を協議すること。  
 ※必要に応じ行を追加削除してください。

リスト

契約種別	従来補助事業の種別
特別高圧	基幹水利
高圧	管理強化（一般型・多面費用分）
低圧	管理強化（一般型・治水協定ダム等費用）
	管理強化（連携保全型）
	その他

様式第5号中「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金補助金交付決定通知書」を「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金支援事業補助金交付決定通知書」に、「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金補助金」を「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金支援事業補助金」に、「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金補助金交付要綱」を「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金支援事業補助金交付要綱」に、「交付要綱及び規則」を「規則及び交付要綱」に、「交付要綱及び規則の定める補助の条項」を「規則及び交付要綱の規定」に改める。

様式第6号中「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金補助金交付請求書」を「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金支援事業補助金交付請求書」に、「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金補助金」を「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金支援事業補助金」に、「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金補助金交付要綱」を「長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金支援事業補助金交付要綱」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。